

ガンバ大阪【ストライカー】ゴン・クリニック 規約



- 第1条 (名称・所在地)
名称を「ガンバ大阪【ストライカー】ゴン・クリニック」といい、本部を大阪府千里万博公園
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。
- 第2条 (目的)
当サッカークリニックは、サッカーを通じ青少年の精神ならびに健全な育成を計り、
ガンバ大阪としてサッカーの基本や専門性を指導することで、技術や知識を習得し、
一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を育てながら、地域への貢献ひいては、
日本のサッカー界の発展に寄与することを目的に、サッカーの指導を行う。
- 第3条 (入会資格)
本人が当クリニックの趣旨に賛同される小学4年生～小学5年生を対象とする。
- 第4条 (開催日時)
当クリニックが、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営
要領による。
- 第5条 (指導)
当クリニックが定めた指導方法により、クリニック生の個性に適したサッカーの指導を行う。
- 第6条 (入会手続き)
入会希望者は、指定の方法にて申込・参加費用を支払い後、
スクール事務局からの受付完了・参加案内の連絡を持って入会手続き完了とする。
- 第7条 (会費)
クリニックに関する会費は、別途運営要領による。尚、当クリニックとしては一旦支払われた
会費は返金しないものとする。
- 第8条 (開催場所)
当クリニックの指導場所は、別途運営要領による。
- 第9条 (クリニック生の自己負担費用)
(1) トレーニング等の参加にかかわる交通費等
(2) トレーニングに必要な個人用具 (ウエアー、運動靴、スパイク、GKグローブなど)
- 第10条 (更新)
同クリニックにおいて次年度への自動更新はありません。次年度の参加希望については、
都度申し込むものとする。
- 第11条 (退会)
基本的には(春)6回/(秋)6回のコースとなりますので、コース期間内の途中退会は
お受け致しかねます。
- 第12条 (クリニック生のモラル)
クリニック生は次のことを守らなければならない。
(1) 当クリニック内の秩序、コーチの指示
(2) 明朗快活なスポーツマン・スポーツウーマンとしての誇りとその態度
- 第13条 (除名)
当クリニックは、本規約に違反したりクリニック生としてふさわしくないとガンバ大阪が判断
した者を退会させることができる。
- 第14条 (保険および事故の責任)
クリニック生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。当クリニックにおける事故につ
いては、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ補償する。
- 第15条 (免責)
当クリニック内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難につい
て、当クリニックは一切責任を負わない。
- 第16条 (発効)
この規約は、2025年4月1日より発効する。